

## 「住宅地盤業界におけるインボイス制度についてのアンケート結果概要」

会員の皆様、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は研究・情報収集小委員会のアンケート活動にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。又、多忙な業務中のお時間を頂戴していることに重ねて感謝を申し上げます。

今回は2022年12月から2023年1月24日に掛けて実施致しました「住宅地盤業界におけるインボイス制度について」のアンケート結果をご報告させていただきます。

いよいよインボイス制度の施行が10月に迫って参りました。昨年から、課税事業者側と免税事業者側の立場の違いにおいて様々な問題が指摘されておりましたが、政府は令和5年4月消費税法等の一部を改正し、適格請求書保存方式（インボイス制度）に関して所要の見直し（※1）を実施しております。今秋の施行に当たり、会員の皆様の業務が問題無く遂行されることを切に願うと共に、今後益々のご健康とご活躍をお祈り申し上げます。

- ※1 所要の見直し（国税庁発行リーフレットより）
- ・2割特例（インボイス発行事業者となる少規模事業者に対する負担軽減措置）
  - ・少額特例（一定規模以下の事業者に対する軽減措置）
  - ・少額な返還インボイスの交付義務免除（すべての事業者に対する措置）
  - ・登録制度の見直しと手続きの柔軟化（これから登録される免税事業者に対する措置）

### 【インボイス制度】

インボイスが交付されないと請求書の受取側（買手）は仕入税額控除が受けられない。

（2023年10月1日よりスタート）

### 【インボイスとは…】

税務署長に申請をして登録を受けた事業者だけが発行できる請求書や領収書などのこと。

「適格請求書等（※2）」を指す。

※2「等」には請求書、納品書、領収書、レシートも含まれる。

## I. アンケート調査概要

### ・アンケートの目的

2023年（令和5年）10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入される予定です。インボイス制度が始まると事業者においては消費税に絡む点で大きな影響を受ける可能性があります。そこで、アンケートを通して住宅地盤業界におけるインボイス制度への理解と現状を把握し、会員様に有意義な情報を配信する事を目的とします。

### ・調査時期

2022年12月26日～2023年1月24日

### ・調査対象および回答数

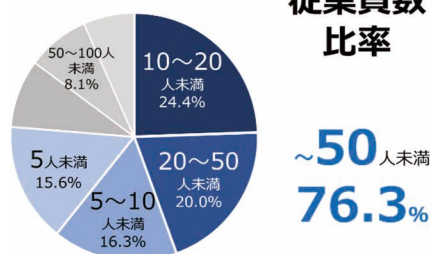
会員企業 443社に依頼し 135社から1社1名回答受領（回答率 30.5%）

### ・調査方法

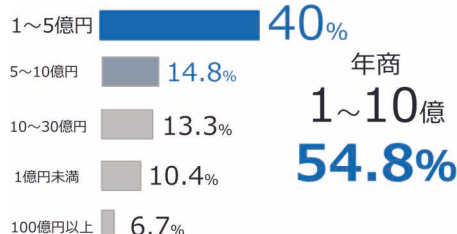
インターネット及びFAX併用によるアンケート調査

## II. アンケート結果要約

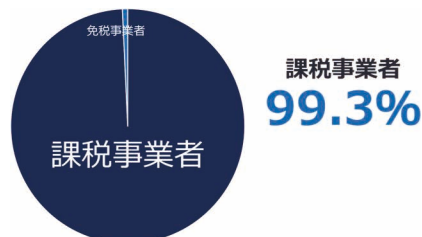
### Q1-1 貴社の社員数



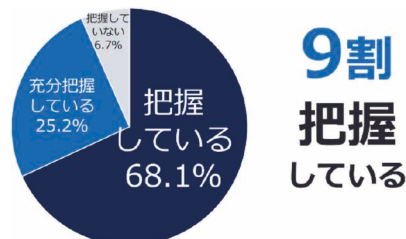
### Q1-2 貴社の事業規模



### Q2-1 貴社は課税？免税事業者？



### Q3-1 インボイス制度把握は？

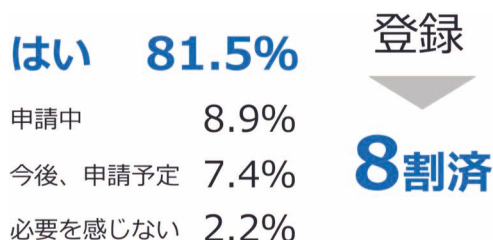


Q3-2 インボイス制度はどこで知りましたか？

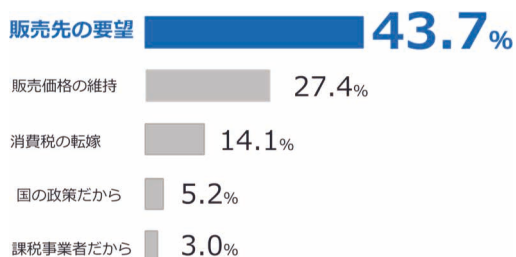
### 銀行・会計事務所等 54.9%

インターネット媒体	25.7%
売上先・販売先から	11.1%
仕入先から	2.1%
社内通達から	1.4%
親会社（連結）から	1.4%
その他（政府通知・所属団体、報道…）	3.5%

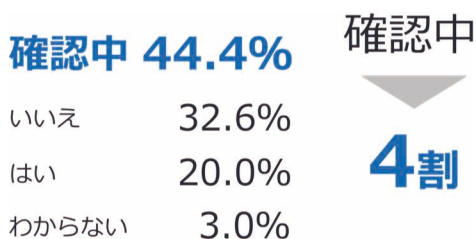
Q3-3 インボイス発行事業者に登録済ですか？



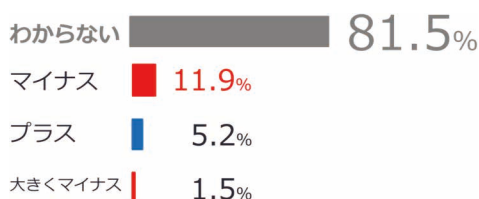
Q3-4 インボイス登録事業者になる理由？



Q3-5 貴社は仕入先がインボイス発行事業者であるかどうか確認していますか？



Q3-6 インボイス制度開始後、貴社の損益への影響は？



Q4-1 インボイス制度の悩みや課題は？

#### 【個人事業主、一人親方、免税事業主に関する】

- 個人事業主さんに仕事を依頼している事もあり、その

事業主がインボイス制度に対応していない場合に困ります。また、事務が多少なりとも煩雑になるかなとみえています。

- 免税事業者や一人親方のインボイス未対応業者による税負担
- 非課税業者・一人親方へ課税業者への登録の依頼
- 個人の仕入れ先が登録してくれない。
- 未登録の事業所／個人事業者に実質の価格値下げを要求する交渉が必要となり、取引継続が煩雑になる。取引相手が登録／未登録無関係に支払済消費税はそのまま認めるべきである。
- 売上1000万円以下の取引先への支払金額に10%消費税を適用すべきかどうかの当該事業主との折衝をいつすべきか考えている。
- 免税事業者との取引による税額控除、適格請求書対応が不透明。
- 小規模な仕入れ先がインボイスに対応していない
- 下請業者の中に、個人事業主の方がいるのでインボイス制度の周知徹底を行っている
- 一人親方の調査業者等で免税事業者になるところが多い、取引せずにはいられないので、悩ましい
- 個人事業者様への対応がまだ詳しく分かりにくい。
- 一人親方等、現在課税事業者でない方々とも取引があります。もし適格請求発行事業者に登録して貰えない場合はマイナスに働いてしまうので悩んでいる。消費税はあくまでも預り金なので制度として定着させるのであれば半強制的に徹底して欲しい。

#### 【取引業者に関する】

- 取引業者が制度に対応していないと困る
- 協力業者の届け出がなされるかどうか。
- 売上先、仕入れ先がインボイス制度にきちんと対応していただけるかどうか心配です。
- 取引会社すべてが3月31日までに対応できるか不安。
- 協力業者の登録状況の把握の対応に苦慮している
- 協力業者が未登録の場合の対応

#### 【事務に関する】

- 経理が煩雑になる
- 消費税計算が煩雑になりそう
- 経理部門を主体としてインボイス制度への理解を深め、社内展開を各部署へ働きかけることになりませんが、導入されるまでに十分な各部署の協力、理解が得られるかが心配。おそらく「なんで今までのままじゃだめなんだ」という意見が多く出て、その都度説明しなければならぬかと思うとぞっとします。
- 経理処理業務に経費増
- いまいち把握していないのと、処理作業の効率の悪さがある。